令和3年4月28日

第 4 回

須崎市農業委員会総会 議事録

		会	長	事務局長	次	長	係
仰	裁						

- 1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
- 2. 開会日時 令和3年4月28日(月) 午後3時
- 3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山﨑委員 堅田委員 中村委員 山口委員 谷脇(裕)委員
- 4. 欠席委員 (農業委員0名)
- 5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長 森本主幹
- 6. 議 案 議案第1号 非農地証明願について 議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問)
- 7. 報告事項【1】 農地の時効取得について
- 8. その他

開会宣言 国広局長

只今から、令和3年第4回須崎市農業委員会総会を開催いたします。今回も推進委員の 意見の集約後農業委員を参集しての開催になっています。

それでは、会長よろしくお願いします。

開会挨拶 市川会長

いよいよ自分たちの任期も最後になりましたが、お集りいただきありがとうございます。

本日の議案は、第2号までと少なくなっておりますが、慎重にご審議いただきますよう、 お願いいたします。

それでは、日程第1議事録著名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。

意 見 14番 中西職務代理

議長指名。

議事録署名 市川会長

いつものように私の方で指名させていただいてよろしいですか。それでは、本日の議事録著名人は3番 中村委員、5番 山口委員よろしくお願いいたします。

議 長 市川会長

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明 国広局長

【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】

議 長 市川会長

それでは、関係委員さんのご意見をお願いいたします。

意 見 13番 谷脇(裕)委員

番号1について、現地確認しましたが耕作できるような土地にはなっていませんでした。非農地と判断します。

5番 山口委員

番号2について、約1ヵ月前に現地を確認しましたが、木が生えており、周りの農地にも迷惑がかからないような状態となっているので、非農地として問題ないです。

3番 中村委員

番号3については、中学校の東100mほどの場所で、昭和56年ごろから倉庫になっており、非農地で問題ないです。

議 長 市川会長

以上ですが、みなさんご意見ほかにございませんか。

意 見 14番 中西職務代理者

推進委員の意見の集約では番号 $1\sim3$ について、非農地として問題がないとのことでした。

審 議 市川会長

問題ないとのことで、非農地と判断するということでご異議ございませんでしょうか。

採 決 農業委員(異議なし)多数

議 長 市川会長

ご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。

続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問) を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

議案説明 国広局長

【議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問) 議案書をもとに朗読】

議 長 市川会長

補足の説明をお願いします。

補足説明 森本主幹

【整理番号R3-1から整理番号R3-4について別冊をもとに朗読】

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

整理番号 R3-1 について、借受人の主たる経営作物はししとうで、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。

整理番号 R3-2 および R3-3 について、借受人は同一人物であり主たる経営作物はみょう

がで、構成員は8人、うち4人が専従者となっております。

整理番号 R3-4 について、借受人の主たる経営作物は水稲で、構成員は3人、うち1人が専従者となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基 本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められ るなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、 適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ 農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は 18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場 合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象 農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意について、R3-1 及び R3-4 は、所有権以 外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。R3-2 については、共有所有の土地であり、所有権を有している者2名、うち2名の同意を得ら れており、対象農地について1/2を超える共有持ち分を有する者の同意を得られており ます。また、R3-3 についても、共有所有の土地であり、所有権を有している者4名、持 ち分の3/4を有している2名の同意を得られていることから、対象農地について1/2を 超える共有持ち分を有する者の同意が得られており、要件を満たしております。以上で、 今回の申請4件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい ると考えます。

議 長 市川会長

この件について、関係委員から何かご意見はございませんか。

意 見 中村委員

R3-2 と R3-3 について、農業専従者 4 名が 1 5 歳以上 6 0 歳未満となっていますが、6 0 歳未満の者は 2 名ではないでしょうか。

国広局長

資料の明細にある、耕地面積計ですが、これは経営世帯で見ているものでしょうか。それとも個人で見ているものでしょうか。R3-1 の方は完全に新規就農で始められるという事でしょうか。

市川会長

雇用労働力の部分ですが、年間延日数2人日とはどういう意味でしょうか。

森本主幹

R3-1 の方は新規就農で始められる方で、資料にある(B)、現に耕作している農用地は 経営世帯で見ているものです。

雇用労働力については、農業従事者以外に雇用している方が、2人いるという事です。 延日数に関する記入は無しとなっています。

R3-1 の農業専従者の年齢区分に関しましては、一度調べ直して間違っていた場合修正させていただきます。

議 長 市川会長

他に何かありませんか。

意 見 14番 中西職務代理者

この件につきまして、事前に行った意見集約会では問題ないということでした。

審 議 市川会長

他にご意見がないようでしたら、審議の結果、計画は妥当と判断し、答申することにご 異議ございませんでしょうか。

採 決 農業委員(異議なし)多数

議 長 市川会長

ご異議ないようですので、議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問) を承認することに決定し、答申することとします。

続きまして、報告事項【1】 農地の時効取得について を議題といたします。

報 告 国広局長

【報告事項【1】農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】

議 長 市川会長

以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。

その他国広局長

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について 農業委員任命式、推進委員選考会、臨時総会の確認 推進委員の委嘱式、退任委員への感謝状の贈呈式の再確認 竹下次長

互助会の説明 5月の報酬について 農業新聞について 活動記録簿について

山﨑委員

退任の挨拶

市川会長

退任の挨拶

閉会宣言 市川会長

その他、何かございませんか。

ないようでしたら、委譲で第4回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でござい ました。

閉会 午後 3時50分

その真正なることを証して署名する。

議 長

3 番

5 番